

不正競争防止法平成 30 年改正の概要

経済産業省知的財産政策室*

要 約

平成 30 年 5 月 23 日に「不正競争防止法等の一部を改正する法律」が成立し、同月 30 日に公布された（施行日：公布日から 1 年 6 か月以内等）。本法律は、第四次産業革命の下、データを安心・安全に利活用できる事業環境の整備や、知的財産や標準においてビッグデータ等の情報技術に対応した種々の制度を導入するものである。具体的には、データの不正取得等に対する救済措置の創設（不正競争防止法の改正）、JIS の対象に新たにデータ・サービス等の追加（工業標準化法（JIS 法）の改正）、中小企業の特許料等の半減（特許法等の改正）、弁理士の業務にデータの利活用や JIS 等の規格の案の作成に関して知財の観点から支援する業務の追加（弁理士法の改正）等を行う。

本稿では、不正競争防止法の改正について説明する。

目次

- I. 不正競争防止法等改正の背景
 - 1. 不正競争防止法改正の必要性
 - 2. 検討経緯
 - 3. 「不正競争防止小委員会」における検討の概要
 - (1) データ利活用促進に向けた制度について
 - (2) 技術的な制限手段による保護について
 - (3) 証拠収集手続きの強化
- II 改正の概要
 - 1. 「限定提供データ」に係る不正競争行為の創設
 - (1) 保護対象となるデータ
 - (2) 不正競争の対象となる行為
 - (3) 救済措置
 - 2. 技術的制限手段の効果を妨げる行為に対する規律の強化
 - (1) 現行の「技術的制限手段」の制度の概要
 - (2) 技術的制限手段の効果を妨げる行為に対する規律の強化
 - (3) 救済措置

I. 不正競争防止法等改正の背景

1. 不正競争防止法改正の必要性

IoT、ビッグデータ、AI 等の情報技術が進展する第四次産業革命を背景に、データは企業の競争力の源泉としての価値を増している。気象データ、工作機械の稼働データ、自動走行自動車用データ、消費動向データなどについては、共有・利活用されて新たな事業が創出され、我が国経済を牽引し得る高い付加価値が生まみ出されている。このような、多種多様なデータがつながることにより新たな付加価値が創出される産業社

会「Connected Industries」の実現に向けては、データを安心して提供し、データの創出、収集、分析、管理等の投資に見合った適正な対価回収が可能な環境が必要である。

しかし、電子データは複製が容易であり、一旦、不正に取得されると一気に拡散して投資回収の機会を失ってしまうおそれがあり、安心してデータを提供できないとの懸念がデータの提供者から示されていた。

利活用が期待されるデータは一定の条件下で社外に広く提供することが前提であるため、不正競争防止法の「営業秘密」には該当しない。創作性の要件を満たさない場合には著作物としても保護されないため、現

*執筆者一覧

経済産業省	知的財産政策室長	諸永 裕一		
同	知的財産政策室	室長補佐	水野 紀子	
同	知的財産政策室	室長補佐	後藤 慎平	
同	知的財産政策室	室長補佐	菊池 沙織	
同	知的財産政策室	室長補佐	津田 麻紀子	
同	知的財産政策室	室長補佐	大手 昌也	
同	知的財産政策室	室長補佐	北島 洋平	
同	知的財産政策室	室長補佐	西 秀隆	
同	知的財産政策室	室長補佐	青木 純	
同	知的財産政策室	係長	峰村 南保	
同	知的財産政策室	係長	上田 泰成	
同	知的財産政策室	係長	松田 絵莉子	
同	知的財産政策室	係長	瀧澤 希美	
同	知的財産政策室	不正競争防止法調査員	小坂 育代	
同	知的財産政策室	不正競争防止法調査員	藤田 千陽	

※執筆中に異動となった職員も含む。

行の法制度では十分に保護されないとの指摘がある。データの不正取得等の行為は民法の不法行為に該当する場合もあるが、その場合でも原則として差止請求は認められないとされている。また、契約違反として対応することも可能であるが、契約当事者以外の不正取得者やデータ保有者以外の者から不正提供を受けた者（転得者）に対しては、契約の効果は及ばず、契約違反を問うことができない。

このように、法制度の整備がないことによる不正取得等への懸念が高まり、データの安全・安心な流通が妨げられれば、データの有益な取引が進まないおそれがあるという問題意識の下、法制面における検討を行った。

2. 検討経緯

知的財産戦略本部「新たな情報財検討委員会」では、データの不正利用の対応の在り方について検討が行われ、保護制度としては、データの利活用を阻害するおそれが指摘された排他的な権利の付与よりも、データに係る不正行為を類型化して規律することが望ましいとされた⁽¹⁾。さらに、「未来投資戦略2017」（平成29年6月閣議決定）、「知的財産推進計画2017」（平成29年5月知的財産戦略本部決定）では、安心してデータをやり取りできる環境整備のため、不正競争防止法の改正を視野に入れた検討が求められた。

これを受け、経済産業省では平成28年12月より、産業構造審議会知的財産分科会「営業秘密の保護・活用に関する小委員会」において、第四次産業革命に向けた不正競争防止法に係る課題について審議され、①データの不正取得等を新たな不正競争行為として位置付けること、②ニーズに対応した技術的制限手段の保護対象の見直しを行うとの方向性が示された⁽²⁾。

平成29年7月に「営業秘密の保護・活用に関する小委員会」を廃止し、「不正競争防止小委員会（以下「小委」）」を設置し、不正競争防止法改正に向けた具体的な議論を行った。計9回にわたる審議において慎重な議論が重ねられ「データ利活用促進に向けた検討 中間報告」としてとりまとめた⁽³⁾。小委における法改正に向けた検討概要は以下のとおりである。

3. 「不正競争防止小委員会」における検討の概要

（1）データ利活用促進に向けた制度について

小委では、データ提供者から、安心してデータが提

供できる制度導入を求める声があった一方で、データ利用者からは、過度に広範な行為を「不正競争」とすれば利活用を阻害するとの懸念が表明された。このため、新たなデータの制度としては、提供者と利用者の保護のバランスを考慮し、最小限の規律を設けることが基本方針とされた。この方針の下、保護対象は、ビッグデータ等を念頭に、ID・パスワード等により管理し、相手方を特定して提供する商業的価値のあるデータとし、対象となる「不正競争」は、アクセス権原の無い者による侵害行為、データ取引のうち信義則に著しく反するような行為、不正な経緯を知っているにもかかわらずデータ保有者以外の者から転得する行為等、悪質性の高い行為に限定して規律を設けることとされた。

また、救済措置としては、まずは差止請求等の民事措置のみを導入し、刑事措置については、今後の状況を踏まえて引き続き検討をすることとされた。

（2）技術的な制限手段による保護について

第四次産業革命の進展に伴い、データの取引や流通量の増加が想定され、データに暗号化等の保護手段を施した上で行うデータ取引もますます増加していくことが予想される。

しかしながら、今回の改正前の不正競争防止法（現行法）で保護される技術的制限手段に関しては、電子計算機による解析用の情報等、現行法で保護されていない対象についても当該手段を用いて保護し、事業が行われている実態があること、当該手段の無効化⁽⁴⁾を助長する行為として現行法で「不正競争」行為と規定されている装置又はプログラムの提供行為以外にも保護手段の無効化を助長する行為が存在すること等の状況があった。

こうした事情を踏まえ、小委では、暗号化技術等の技術的な保護手段について、保護対象の拡大や、技術的制限手段を無効化するサービスや符号の提供行為の追加をすることとされた。

（3）証拠収集手続きの強化

その他、特許法等において検討が進められていた、裁判所が書類提出命令を出すか否かの判断を行う際に、当該書類を提示させて必要性を判断できるインカメラ手続きについて、特許法等の改正が行われる場合は不正競争防止法においても同様の規定を整備するこ

ととされた⁽⁵⁾。

本稿では、「(1) データ利活用促進に向けた制度」及び「(2) 技術的な制限手段による保護」について、今

回改正される不正競争防止法（以下「改正法」）の内容について説明する。

II. 改正の概要

- 不正競争防止法は、**事業者間の適正な競争を促進**するため、「不正競争行為」に対する救済措置として、民事措置（差止請求権、損害賠償額の推定等）や刑事措置を定める法律。
- 平成30年改正は、①**限定提供データの不正取得・使用等に対する民事措置の創設**するとともに、②**技術的制限手段の効果を妨げる行為に対する規律の強化**、③**証拠収集手続の強化**を行うもの。

【改正事項】

① 「限定提供データ」の不正取得・使用等に対する民事措置の創設【新規】

(第2条第1項第11号～16号、第2条第7項、第19条第1項第8号)

ID・パスワード等により管理しつつ、相手方を限定して提供するデータを不正に取得・使用・提供する行為を、新たに「不正競争行為」に位置づけ、これに対する民事上の救済措置（差止請求権等）を設ける。

② 「技術的制限手段」の効果を妨げる行為に対する規律の強化【改正】

(第2条第1項第17号・18号、第2条第8項、第19条第1項第9号)

いわゆる「プロテクト破り」（技術的制限手段の効果を妨げる行為）を助長する不正競争行為の範囲を、プロテクトを破る機器の提供だけでなく、**代行サービスの提供等に拡大。**

③ 証拠収集手続の強化【改正】(第7条)

特許法等と同様に、裁判所が書類提出命令を出すに際して非公開（インカメラ）で書類の必要性を判断できる手続を創設するとともに、技術専門家（専門委員）がインカメラ手続に関与できるようにする。

1. 「限定提供データ」に係る不正競争行為の創設

データを安心・安全に利活用できる事業環境の整備のため、データ提供者と利用者の保護のバランスを考慮して最低限の規律を設けるといふ、小委において示された基本方針の下、保護対象となるデータと「不正競争」の対象となる行為について規定した。

(1) 保護対象となるデータ

ビッグデータを念頭に、商品として広く提供されるデータや、コンソーシアム内で共有されるデータなど、事業者が取引等を通じて第三者に提供する情報を保護対象とし、「限定提供データ」として、「業として特定の者に提供する情報として電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により相当量蓄積され、及び管理されている技術上又は営業上の情報（秘密として管理されているものを除く。）」（改正法第2条第7項）と規定した。

各要件について述べる。

① 限定提供性（業として特定の者に提供）

「限定提供性」は、保護対象となる情報を、一定の条件の下で相手方を特定して提供されるデータとするための要件である。

「業として」とは、データ保有者が、データを反復継続的に提供している場合をいう。また、データ保有者が翌月からデータ販売を開始する旨をホームページ等で公表しているなど、まだ実際には提供していない場合であっても、データ保有者の反復継続して提供する意思が認められる場合には、「業として」に該当する。

「特定の者」とは、一定の条件の下でデータ提供を受ける者をいう。特定されていれば、実際にデータ提供を受けている者の数の多寡に関係なく本要件を満たすと考えられる。具体的には、会費を払えば誰でも提供を受けられるデータについて会費を払って提供を受ける者や、資格を満たした者のみが参加するデータを共有するコンソーシアムに参加する者などが想定される。

② 電磁的管理性（特定の者に提供する情報として電磁的方法により蓄積・管理）

「電磁的管理性」は、データ保有者がデータを提供する際に、限定された「特定の者」に対してのみ提供するものとして管理する意思が、社外に対して明確に示されることによって、外部者の予見可能性や、経済活動の安定性を確保するための要件である。

したがって、「電磁的管理」は、データ保有者が、特定の者に対してのみ提供するものとして管理する意思を有していることについて、社外の認識が可能であるような措置であることが必要であり、データ保有者と、当該保有者からデータ提供を受けた者（特定の者）以外の者が情報にアクセスできないよう電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により、アクセスを制限する技術が該当する。「電磁的管理」の具体的内容や管理の程度は、企業の規模・業態、データの性質やその他の事情によって異なってくるものと考えられる。

電磁的管理を担保する技術（プロテクト技術）としては、ユーザーの認証により行われるものが想定され、構成要素として、ID・パスワード（Something You Know）、ICカード・特定の端末機器・トークン（Something You Have）、生体情報（Something You Are）などの認証に関する技術がある。また、データや通信、ウェブサイトや電子メール通信に対して施される暗号化技術や、VPNといった専用回線などの技術と組み合わせて用いられる場合も想定される。

③ 相当量蓄積性（電磁的方法により相当量蓄積）

「相当量蓄積」は、保護対象となるデータが、電磁的方法により有用性を有する程度の量存在していることの要件である。

「相当量」は個々のデータの性質に応じて、当該データが電磁的方法により蓄積することによって生み出される付加価値、利活用の可能性、取引価格、収集・解析に当たって投じられた労力・時間・費用等が勘案されるものと考えられる。

④ 秘密として管理されているものを除く

「営業秘密」と、「限定提供データ」との重複を避けるために、両者の違いに着目し、「営業秘密」を特徴づ

ける「秘密として管理されているもの」を「限定提供データ」から除外することとした。

⑤適用除外

相手を特定・限定せずは無償で広く提供されているデータは、当該データの自由な利用を推進する観点から、このようなデータと同一の「限定提供データ」を取得・使用・開示等する行為を、適用除外とした（第19条第1項8号ロ）。

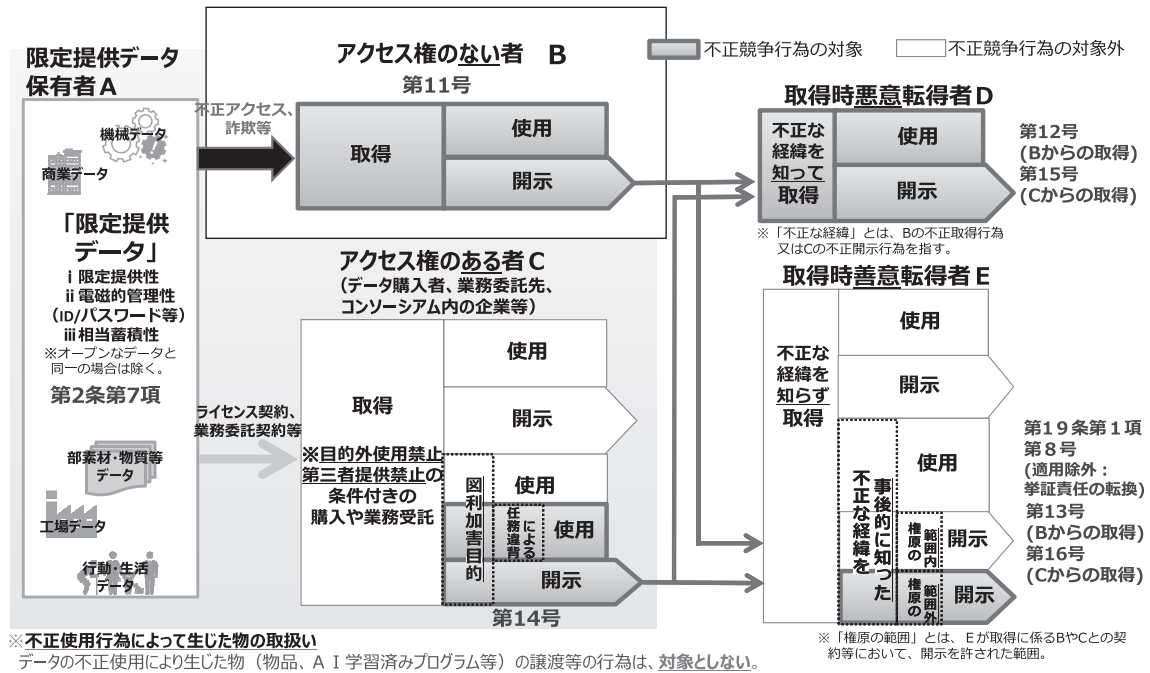
（2）不正競争の対象となる行為

今回新たに導入する「限定提供データ」に係る不正競争の対象とする行為については、小委における議論を踏まえ、データ提供者の利益を適切に守る一方で、データの利活用を萎縮させることのないよう、両者のバランスを考慮して、正当な事業活動を阻害しない範囲で、必要最小限の規律を設けることとした。

具体的には、①不正アクセスや詐欺などの不正の手段によりデータを取得し、その取得したデータを使用・開示すること（不正取得類型）、②業務の委託等を通じて正当に入手したデータについて不正の利益を得る目的やデータ提供者に損害を加える目的（図利加害目的）を持って、横領・背任に相当するような態様でそのデータを使用・開示すること（信義則違反類型）、③不正な経緯が介在していることを知りながら取得したデータを使用・開示すること（転得類型）など、真に悪質性の高い行為を「不正競争」として位置付けた。

なお、改正にあたっては、「営業秘密」に係る不正競争行為（現行法第2条第1項第4号～第10号）の規定を参考に、必要な規定を設けた。ただし、「営業秘密」では、当該秘密を使用することにより生じた物の譲渡も「不正競争」とされているところ、現段階では「限定提供データ」を使用することにより生じた物（AIプログラム等）の価値へのデータの寄与度等が判然としないため、限定提供データを使用することにより生じた物の譲渡は「不正競争」とは位置付けていない。各類型について述べる。

【図 1 「限定提供データ」に係る不正競争行為】



① 不正取得類型（改正法第 2 条第 1 項第 11 号，図 1 中の B）

「営業秘密」における不正取得類型（現行法第 2 条第 1 項第 4 号）と同様に，アクセス権のない者が，窃取・詐欺・不正アクセス行為等の法規違反やこれに準ずる程度の公序良俗違反の手段によって，ID・パスワードや暗号化等によるアクセス制限を施した管理を破り，保有者から限定提供データを取得する行為や不正取得後に使用・開示する行為を「不正競争」と位置付けた。

＜不正競争行為の該当例＞

- ・ 正規会員の ID・パスワードを当該会員の許諾なく用いて，データ提供事業者のサーバに侵入し，正規会員のみに提供されているデータを自分のパソコンにコピーする行為
- ・ 不正アクセス行為によりデータ提供事業者のサーバから不正取得したデータを，データブローカーに販売する行為

② 信義則違反類型（改正法第 2 条第 1 項第 14 号，図 1 中の C）

「限定提供データ」の保有者が，業務委託先，ライセンサー，コンソーシアムの会員，従業者等のアクセス権のある者に対して，限定提供データを示した場合に，そのアクセス権のある者が不正の利益を得る目的

又は保有者に損害を加える目的（図利加害目的）で，その限定提供データを保有者から許されていない態様（第三者提供禁止義務違反，目的外使用禁止義務違反等）で，使用・開示する行為を「不正競争」と位置付けた。

不正開示については「営業秘密」の信義則違反類型（現行法第 2 条第 1 項第 7 号）と図利加害目的を要件としていたが，不正使用については，図利加害目的に加えて，限定提供データ保有者と正当取得者の間に委託信任関係が存在し，その委託信任関係に基づく任務（限定提供データの管理に係る任務）に違反して行う行為に限定するという要件を付し，「不正競争」に該当する場合を横領・背任に相当する悪質性の高い行為に限定している。

＜不正競争行為の該当例＞

- ・ データ提供者のための分析を委託されてデータ提供を受けていたにもかかわらず，その委託契約において委託された業務の目的外の使用が禁じられていることを認識しながら，無断で当該データを目的外に使用して，他社向けのソフトウェアを開発し，不正の利益を得る行為
- ・ データ共有を行うコンソーシアムが会員にデータを提供する場合において，当該会員が，書面による契約により第三者への提供が禁止されているデータで

あることを明確に認識しながら、当該データをデータブローカーに販売し、不正の利益を得る行為

③ 転得類型

(a) 取得時悪意転得類型（改正法第2条第1項第12号・第15号，図1中のD）

不正な経緯が介在したことを知りながら、限定提供データを転得する行為や、その後の使用・開示する行為を「不正競争」と位置付けた。不正な経緯とは、アクセス権のない者による限定提供データの不正取得やアクセス権がある者による不正開示を指す。

なお、「営業秘密」の取得時悪意転得類型（現行法第2条第1項第5号・8号）では、重大な過失により不正な経緯を知らなかった転得者についても規律の対象としていることと異なり、今回の改正では、「限定提供データ」の転得類型については、重過失により不正な経緯を知らない転得者は規律の対象とせず、悪意の者のみを対象とした。

<不正競争行為の該当例>

・不正アクセス行為によって取得されたデータであることを知りながら、当該行為を行ったハッカーからそのデータを受け取る行為や、自社のプログラム開発に使用する行為

(b) 事後的悪意転得類型（改正法第2条第1項第13号・第16号，図1中のE）

不正な経緯を知らずに限定提供データを取得した転得者が、事後的に不正の経緯の介在について知った場合（事後的悪意）に、当該転得者がその限定提供データを開示する行為を「不正競争」と位置付けた。ただし、取引の安全の保護に鑑み、転得者が悪意に転じる前の取引において開示を許された範囲内での開示は、適用除外とした（改正法第19条第1項第8号イ）。

なお、「営業秘密」の事後的悪意転得類型（現行法第2条第1項第6号・第9号）と異なり、今回の改正では、事後的悪意者による使用行為は「不正競争」としていない。

<不正競争行為の該当例>

・データ流通事業者が、データを仕入れた後において、そのデータが、データ提供元が不正取得行為を行ったデータであったという事実を知ったにもかかわらず、

その後も当該データの販売を継続する行為（ただし、悪意に転じる前に、データの提供元と締結した契約において、3年間の販売が認められていた場合、悪意に転じた後も、契約期間である3年間は、その販売行為は、「不正競争」には該当しない。）

(3) 救済措置

「限定提供データ」の不正取得・使用・開示行為に対する救済措置として、差止め、損害賠償、信用回復等の民事措置が適用される。また、刑事措置については、導入を求める意見があった一方で、データの取引実績が必ずしも十分でない中、現時点で刑事罰を導入すれば、データの利活用が萎縮するおそれ大きいとの意見が出されたことを考慮し、今回の改正では、刑事措置は導入しなかった。

2. 技術的制限手段の効果を妨げる行為に対する規律の強化

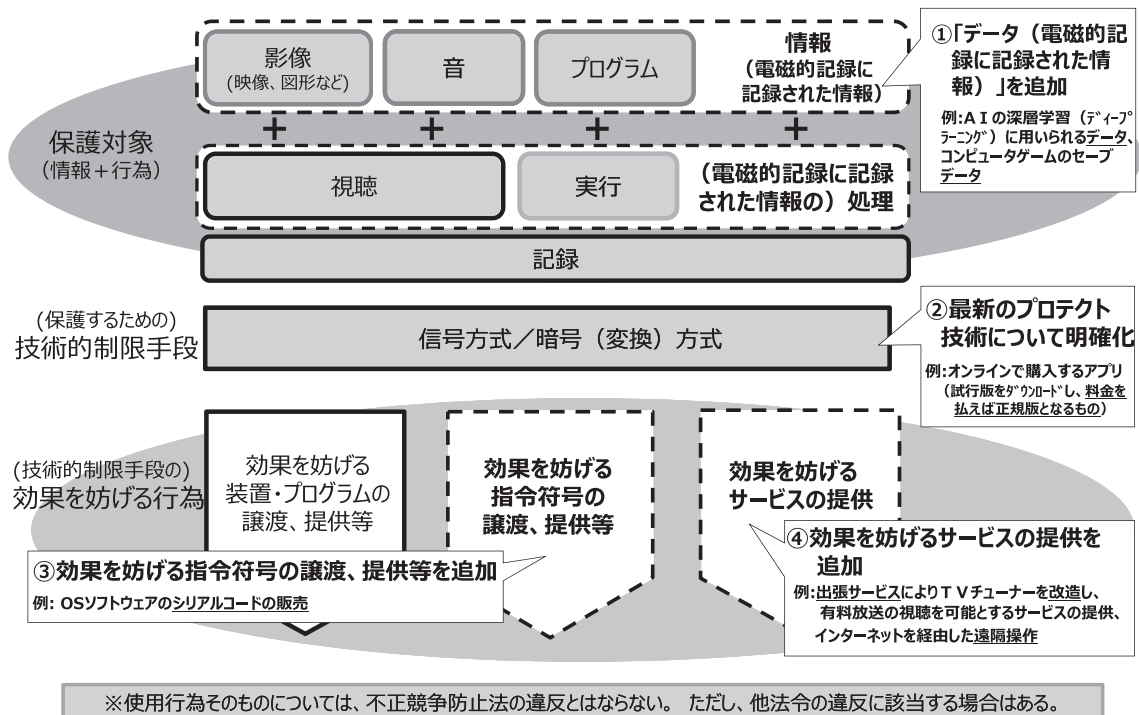
(1) 現行の「技術的制限手段」の制度の概要

「技術的制限手段」とは、音楽・映画・写真・ゲーム等のコンテンツやプログラムを無断でコピーや視聴・実行することを防止するための技術⁽⁶⁾のことであり、具体的には、コピーコントロール技術やアクセスコントロール技術等を想定している。そして、「技術的制限手段」の効果を妨げる装置等の提供等を、「不正競争」と位置付け、当該行為に対する民事措置・刑事措置を設けている（現行法第2条第1項第11号・第12号）。

(2) 技術的制限手段の効果を妨げる行為に対する規律の強化

技術的制限手段の効果を妨げる行為に対する規律を強化するため、保護対象の拡大や「プロテクト破り」（技術的制限手段の効果を妨げる行為）を助長するとして規律する行為の拡大等を行った。改正の概要については、以下の通りである。

【図 2 改正の概要（技術的制限手段）】



① 保護対象にデータ（電磁的記録に記録された情報）を追加

保護対象として、映像・音の視聴、プログラムの実行に加えて、「情報（電磁的記録に記録されたものに限る。）の処理」を追加した。また、「記録」について、映像、音、プログラムも包括する規定ぶりとして、「映像、音、プログラムその他の情報の記録」とした。

<不正競争行為の該当例>

- ・機器の制御や不具合の解析などのために用いられる、データに施されている暗号を無効化するプログラムの提供販売
- ・ゲームのセーブデータに施されている暗号を無効化し、書き換えるための装置の販売

② 保護するための技術的制限手段について

平成 11 年導入時に想定されていなかった、アクティベーション方式と呼ばれる信号方式の技術的制限手段が保護対象に含まれることの明確化を行った。具体的には、「映像、音若しくはプログラムとともに」の文言を削除した。

③ 技術的制限手段の効果を妨げる行為に指令符号の譲渡・提供等を追加

近年、技術的制限手段を施して、コンテンツ・プログラムや情報等の流通を行うビジネスモデルが増える中、当該手段の効果を妨げる行為の手法やその技術等の提供の形態も多様化している。

そのような中で、ビジネスソフト等に施された技術的制限手段を不正に解除するためのシリアルコードや暗号解除キーの提供が多く見られることから、技術的制限手段の無効化に直接寄与するような技術的制限手段の効果を妨げる機能を有する符号（不正に生成、入手されたシリアルコード等）を提供する行為を「不正競争」と位置付けた。

④ 技術的制限手段の効果を妨げる行為にサービスの提供を追加

現行法は、技術的制限手段の効果を妨げる装置等の提供行為を「不正競争」行為としている（現行法第 2 条第 1 項第 11 号・第 12 号）一方で、当該手段の効果を妨げるサービスの提供行為については、規制の対象としていない。

近年、技術的制限手段の効果を妨げるための機能を発現させるための不正な装置やプログラム等の導入に関して、特殊な機能を有する装置や特別な知識を要す

る場合があり、個人の利用者に代わって行うサービスを提供する事業者が出現していることから、技術的制限手段の効果を妨げるサービスを提供する行為につき、「不正競争」と位置付けた。

<不正競争行為の該当例>

- ・ユーザーからゲーム機(装置)を預かり、海賊版ゲームの実行を可能とする装置(技術的制限手段の効果を妨げることを可能とする装置)に改造し、返還するサービス
- ・装置の改造行為を、ユーザーの元へ訪問して行う場合、インターネットのリモートアクセスによるプログラムを実装する場合等、装置自体の引渡しを伴わない形態のサービス

(3) 救済措置

今回の改正に伴い、新たに「不正競争」となる行為についても、従来の技術的制限手段に係る規定と同様に、差止め、損害賠償、信用回復等の民事措置と、刑事措置が適用される。

Ⅲ. 今後の予定

今回の改正により新たに導入される規定の施行については、Ⅱ. 1の「限定提供データ」に関する規定は、公布の日(平成30年5月30日)から1年6か月以内に、Ⅱ. 2の「技術的制限手段」に関する規定は、公布の日から6か月以内に、それぞれ施行される。

そして、制度の施行に向けて、データの提供者と利用者間の契約実務に混乱を生じさせないため、どのようなデータが「限定提供データ」に該当し、どのような行為が不正競争行為に該当するか等について、その具体例とともに示す分かりやすいガイドラインを策定・公表する予定である。このガイドライン素案の策定に向けて、データ提供者と利用者、学識者等広く関係者に御参画いただき、平成29年12月よりガイドライン検討のためのワーキンググループを設置し、現

在、検討を進めているところである。

制度自体やガイドラインについては、中小企業を含めた多くの企業に有効に活用いただくため、広く国民や産業界に対し、その内容の丁寧な周知を行う。

このため、特許庁が全国各地で開催する知的財産権制度説明会(実務者向け)をはじめとし、INPIT((独)工業所有権情報・研修館)や関係団体のセミナー等において、本制度に関する説明行っていく予定である。その他、改正法に関する周知のための資料を広く配布するなど、きめ細かい周知・広報活動を行う。

今後、データの取引実態や技術革新、経済社会状況をも見つつ、適時適切に制度やガイドライン等の見直しを行う。今回の制度の導入により、我が国におけるデータの共有やデータ利活用が一層進み、産業競争力が高まることを期待している。

(注)

- (1) 知的財産戦略本部「新たな情報財検討委員会報告書(平成29年3月)」http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakakai/kensho_hyoka_kikaku/2017/johozai/houkokusho.pdf
- (2) 産業構造審議会知的財産分科会営業秘密の保護・活用に関する小委員会「第四次産業革命を視野に入れた不正競争防止法に関する検討 中間とりまとめ(平成29年5月)」
http://www.meti.go.jp/report/whitepaper/data/pdf/20170509001_1.pdf
- (3) 産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会「データ利活用促進に向けた検討 中間報告(平成30年1月)」http://www.meti.go.jp/report/whitepaper/data/pdf/20180124001_01.pdf
- (4) 現行法では、技術的制限手段の効果を妨げることにより影像の視聴等(影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録)を可能とすることを意味する。
- (5) 本制度は、今回の特許法等の改正に合わせて不正競争防止法を改正するもの。
- (6) 経済産業省知的財産政策室編『逐条解説・不正競争防止法 -平成27年改正版-』

(原稿受領 2018. 7. 6)